

流山市第2期成年後見制度利用促進基本計画(案)に関わる意見聴取結果

第1章	計画策定の趣旨 について	回答
【小出委員】 ・全体として、第三期計画や民法改正の動向を計画策定の趣旨に正面から位置づけようとされていると存じます。		○ご意見いただきありがとうございます。
【四ノ宮委員】 ○1頁:令和8年に閣議決定されたのは、「第三期成年後見制度利用促進計画」ではなく、「民法改正(案)」では？ ○「民法改正に伴い、成年後見制度の諸制度の改正がなされ、本人の意向の把握と尊重を法的義務化、必要性を要件とした制度利用、後見制度の終了・後見人等等交代の柔軟化等を含む成年後見制度の見直しを受け、【 】が盛り込まれました。」との記述は、仮の文言と思いますが、以下のような記述が求められます。 「民法改正に伴い、成年後見制度は、本人意思の尊重、意思決定支援をより重視する観点から、現行の3類型の廃止と「補助」への一元化(代理権・同意権の付与は原則本人同意が必要)、柔軟な制度利用の終了(スポット利用の導入)、補助人交代(本人の状況や課題の変化に応じた補助人の交代)等、大きく改正される方向となっています。」		○今年度「第三期成年後見制度利用促進計画」についても閣議決定される見込みであるため、現在の表現とさせていただきます。 ○ご指摘いただいた記載内容に変更させていただきます。
【越智委員】 1ページ 1 計画策定の背景の文末 成年後見制度を中心とした権利擁護支援の計画的な→成年後見制度を中心に地域の総合的権利擁護支援の計画的な 後見の終了の後の支援体制(入院手続き、死後事務等)も盛り込んだ表現が必要です		○今後公表される「第三期成年後見制度利用促進計画」の動向を注視し、内容を検討させていただきます。
【平井委員】 1ページ 2 成年後見制度利用促進をはじめとする… 「促進法」から始まっているので、“促進”となるのでしょうか、「必要な人に必要なサービスを」が基本と考えますので、“数を増やそう、促進に向けて…”の様な気がします。		○ご指摘ありがとうございます。「制度利用が必要な方が適切に制度につながる為の成年後見制度利用促進」と修正させていただきました。
【上平委員】 ①p1計画策定の背景で、財産管理に加え適切な身上の保護の実施といった制度の理念を、と記載されていますが、先日の研修で岩佐先生が述べているように、成年後見は財産管理ではない、と言う考え方をもう少し考慮した表現にした方が良いのでは。 ②同じく、成年後見制度は権利擁護の一手段である、との記載がありますが、そうであれば、権利擁護の他の手段も列記した方が読み手の理解に繋がるのではないのでしょうか。		○「財産管理に加え」を「財産管理のみならず」に変更します。なお、当該表現は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第三条の基本理念より引用します。 ○成年後見制度利用促進基本計画として、焦点を絞るため現在の表現としています。
第2章	流山市の現状と課題 について	
【長浜委員】 強いて言えばですが、「7 課題」について、課題が明示されないまま対応策が列挙されているように思われます。対応策から課題が透けて見える面もありますが、本来は課題→それに対する対応策の順番が筋かと思われます。 また、それに関連し、1～5の現状・アンケート結果についても、そのアンケート結果に対して望ましい状態はどのように考えているかという視点や、過去のアンケート結果との比較ないし推移はどうであるのかという視点(課題)、その間を埋めるためにどのような方策をといってきたか、とろうとしているのかということがある程度明確にすることが望ましいと思われます。(求めすぎかも知れませんが)		○13ページにアンケート結果の分析及び考察を追加させていただきました。
【小出委員】 ・これまでの状況やアンケート結果を丁寧に整理され、現状把握の基礎資料として大変充実した内容だと存じます。 ・8～9ページのアンケートについて 利用に消極的な理由の上位が「内容・利用方法がわからない」「手続が複雑そう」となっており、手続面を担う専門職による具体的な周知が一定の効果をもち得ることを示すものと思いますので、この普及啓発施策に繋げていただけますと幸いです。 (リーガルサポートとしても重要な責務としてとらえております)		○ご意見ありがとうございました。
【四ノ宮委員】 ○6頁:「本市における成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用者数は、近年横ばいで推移しています。」とありますが、日常生活自立支援事業の利用者数は、示されているデータでは、「近年横ばい」ではなく、かなり増加しているのでは？ ○6頁:「認知症高齢者数や障害者数の増加と比較すると」とありますが、データを示した方がよいのでは？ また、「障害者数」の表現も、「知的障害者・精神障害者数」等、正確に記した方がよいのでは？ ○6頁:この頁のデータからは、「日常生活自立支援事業の利用者数・相談件数や市内各相談窓口における成年後見制度等相談件数の増加と比較すると、実際の制度利用者数の伸びは緩やかな傾向にあります。」ではないでしょうか。		○ご指摘ありがとうございます。該当箇所について修正をさせていただきました。 ○4ページに「認知症自立度Ⅱa以上」、5ページに「療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者数」のデータを記載させていただいております。障害者の表現については、該当する表現をご指摘の通り修正します。 ○ご指摘ありがとうございます。該当箇所について修正をさせていただきました。

【越智委員】 7p 社協とセンターで実施していた相談会が、すべてセンター実施となる予定だが、何か変わることが有るか？ 12p なんでも相談室の認知度がかなり低いのは、強く認識する必要がある。つまり、この機関に相談すれば必要なところへつながることができるので、他の機関の認知度が低くてもそれほど問題ではないかと思う。包括センターの質の向上と共に、市民への周知の工夫が必要。 18p 課題 本人を中心とした権利擁護を支える連携体制の構築→これまで希薄だった家裁との連携、情報共有等入れる必要がある。(交代や選任等において) 18p 今後需要が高まることが予想される、終身サポート 事業との連携体制の構築を図っていきます。→終身サポート事業とは民間事業を指しているのか？連携体制の構築とはどのように？この事業については市や社協が受け皿となって実施すべきではないか？ 18p 増加から後見人等の担い手の不足が見込まれ→増加や後見人の交代が見込まれ、多様な担い手が必要とされます。		○現在はセンター主催の相談会については、「法律と福祉の相談」として、弁護士・社会福祉士に依頼し、相談を受け付けており、社協主催の相談会は「生活と終活の相談」として司法書士、社会福祉士、東葛市民後見人の会に依頼し、相談を受け付けている。上記を合計して年間12回相談会を開催していたところを、全てにおいてセンター主催の成年後見・遺言・相続無料個別相談会として弁護士・社会福祉士に依頼し、相談会を実施します。 なお、社会福祉協議会主催の相談会は終活関連の相談会として独立し執り行う想定であると伺っています。 ○ご意見ありがとうございます。周知に努めてまいります。 ○今後の具体的な方策として取り組みをさせていただきます。 ○終身サポート事業については第10期高齢者支援計画で項目を作り、計画期間内に検討を行います。 ○後見人の交代については具体的な運用等が不確定であるため、国の動向に注視していきます。
【平井委員】 7ページ 4 市長申し立て及び報酬助成の実施状況 ”申し立て者が市長である方以外も利用できるよう対象要件を拡充しています”とありますが、その対象要件とはどのような内容でしょうか。		○具体的には、申立て人に関わらず、第三者後見人が選任されている方であって、生活保護受給中または助成の申請を行う年度において住民税非課税かつ預貯金額が100万円以下である方です。
【上平委員】 ①p4高齢者数と要支援・要介護認定者数 等の表にある認知症自立度Ⅱa以上の意味は？ ②日常生活自立支援制度の表で解約とあるもその理由は？成年後見制度に移行のケースはあるのでしょうか ③p6の市内における成年後見制度利用者数の表は、大変貴重な情報ですが、a.人数の内新規と継続の割合、b.申立人別の割合、を知りたい。 ④p18、7課題の中で、日常生活自立支援事業等その他制度との連携、の項目がありますが、そこでの説明で日常生活自立支援事業は金銭管理等の日常生活の支援を行っているとありますが、p13にある12(2)では預貯金の出し入れや支払いの代行の利用の希望は10.4%しかない。このギャップをどのように捉えているのでしょうか。 ⑤また、終身サポート事業との連携体制の構築を図るとなっているが、これは国が社会福祉法を改正して入院・入所時の身元保証制度や死後事務等のサービスの提供を社協や自治体に求めるという大きな課題であり、項目を別立てにして行政としてのキチンとした対応策を提示すべきではないでしょうか。		○厚生労働省が示している「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」におけるランクの一つです。自立度Ⅱaは日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できると規定されています。成年後見制度の利用を検討する可能性がある方の指標としています。市民の方々がわかりやすいよう注釈を入れさせていただきます。 ○解約の主な要因は、死亡または転居とのことです。後見人が選任された場合の多くは、成年後見人と日常生活自立支援事業が協働する形で本人の支援にあたるケースが多いと伺っています。 ○家庭裁判所所管のデータとなりますので、当市では持ち合わせておりません。 ○アンケートについては65歳以上から無作為に選ばれた市民の方にご回答いただいております。実際に日常生活自立支援事業に相談、制度につながる方の多くに金銭管理のニーズがあると伺っています。 ○終身サポート事業については第10期高齢者支援計画で項目を作り、計画期間内に実施できるよう検討を行います。
【橋本委員】 P17の一次相談窓口及び二次相談窓口の役割について、権利擁護支援が必要な方、地域の関係者に施設も加えてはいかがでしょうか？理由としては、施設で急遽、後見人が必要になる方もいらっしゃる為。		○介護事業者等支援関係者に内包されると認識しています。
第3章	基本目標と今後の取組 について	
1	基本目標 について	
【長浜委員】 ・P19青色の「施策(2)」の「成年後見示度」は「成年後見制度」の誤記でしょうか？ ・アンケートを見ると任意後見についてもニーズがあり、その周知や利用に向けた援助等を考えることも検討して良いように思われますが、「成年後見制度」に含む趣旨なのでしょうか(そうだとすれば読み取りがたい)。それは特に入っていないのでしょうか。なお、この点は上記アンケート結果に対する課題という内容と重複します。		○ご指摘ありがとうございます。修正させていただきました。 ○P31の今後の取組の中の(2)成年後見制度等権利擁護支援①成年後見制度の普及・啓発に任意後見制度の記載を入れさせていただきます。
【小出委員】 ・施策(1)～(3)の体系は、国の基本計画の構成ともよく整合しており、分かりやすく整理されていると存じます。 ・第三期計画の核心である「意思決定支援」については、用語集(30ページ)に定義が置かれている点を踏まえ、可能であれば、基本目標又は施策の柱としても明示的に位置づけていただけますと、改正の趣旨が一層伝わりやすくなるかと存じます。 ・なお、19ページ施策(2)の見出し「成年後見示度等」は「成年後見制度等」の誤記と思われるので、念のためお知らせいたします。		○ご意見いただきありがとうございます。 ○施策(3)担い手の確保②後見人活動支援の検討を②後見人活動支援の検討及び意思決定支援の重要性の周知に変更します。 ○ご指摘ありがとうございます。

【四ノ宮委員】 提案：施策(1)と施策(2)に集約する。 ○19頁：「施策(1)地域連携ネットワークの構築」→「施策(1)地域連携ネットワークの構築と権利養護支援の機能強化」 ④として、「後見人活動支援の検討」(施策(3)担い手の確保の②)を加える。 ○19頁：「施策(2)成年後見制度等権利擁護支援推進」→「成年後見制度の利用促進」 ③として、「市民後見人の養成・育成の在り方の検討」(施策(3)担い手の確保の②)を加える。 ○19頁：「施策(3)担い手の確保」については、上述の措置により削除する。	【協議事項①】 当市としては現在の状態でも体系的に整理できていると認識しているが、各取り組みについてよりふさわしく、市民の方々に伝わりやすい整理について各委員のご意見を頂戴したい。
【関谷委員】 27ページの「事前関与スキーム」を23ページの体系図に落とし込むと当該スキームの立ち位置が明確になるのではないか、と思います。	【協議事項②】 体系図へ事前関与スキームの記載を加えたいと思います。 体系図への組み込み方について各委員にご意見を頂戴したい。
【越智委員】 21p ③中核機関については、名称も地域権利擁護支援センターと法定化されるが、現、成年後見推進センターの名称変更とするのか？これまでもセンターは整備しつつあるが、さらに大きな役割が求められる。制度につながった後の見直し、交代や検討など本人や後見人からのヒアリング(モニタリング)も必須となる。また日常生活支援事業と身寄りのない人への対応(終活事業)、その相談体制の整備などもう少し書き込む必要がある。	○国の動向に注視し、今後地域権利擁護支援センターとして中核機関に求められる機能を満たすことができるよう運営方法や人員確保に努めます。また、名称の変更については変更の時期も含め検討します。 なお、日常生活自立支援事業との相談体制の整備については、連携を強化する旨記載させていただいております。終身サポート事業については第10期高齢者支援計画で項目を作り、計画期間内に実施できるよう検討を行います。
【上平委員】 権利擁護支援の体制としてはよく出来ていると思います。問題はこの体制を如何に機能的に適切に動かしていくことが出来るかにあると考えます。その為には、①対応に当たっては複数の組織や人材が参加するのでその全体の取り纏めをどこが行うかを中核機関を中心に決め全体に周知すること、②関連する全ての情報が誤りなく、又目詰まりなく全体に周知できるような全体のネットワークを構築して関係者は常時アクセス出来るようにすること、等が肝要と考えます。	○中核機関が当該機能を備えるものと認識し、体制整備・周知を行っていきます。
【橋本委員】 P19施策(2)成年後見制度等権利擁護支援の推進 「制」の字が誤字です。	○ご指摘いただきありがとうございます。修正しました
2 今後の取組 について	
(1)地域連携ネットワークの構築 について	
【長浜委員】 ・P28、権利サポート会議を事前関与スキームの報告・検証の場と位置づけることは初めてに拝見したと思われ、その趣旨説明をうかがいたいです。ネットワーク会議でも同趣旨の記載があることから、想定している使い分け、従前の権利サポート会議で対象としていた「塩漬け事案の相談」はどう対処するかを含め。	【協議事項③】 当市の想定としては、アドバイザリーとスキームの導入により、現在の権利サポート会議へのニーズを満たすことができると考えております。そのため、現在構築中であるスキームの運用方法や体系的課題の発見の場、複数の専門職の視点を加えた事例の検証・蓄積の場としていくことが望ましいと考えています。各委員にご意見を頂戴できればと思います。
【小出委員】 権利擁護アドバイザリー、事前関与スキーム、ながれやま権利サポート会議の整備は、受任者調整や早期支援の実務に直結する大変意義深い取組であり、試行錯誤を経て、体系化を図られる(図られている)方針も適切と存じます。	○ご意見いただきありがとうございました。
【四ノ宮委員】 ○24頁：「また、成年後見推進センターがネットワークの中核機関として適切な運営ができるよう、人員の確保に努めます。」 →「また、今後の成年後見制度の改正も見据え、成年後見推進センターが、より重要となる地域連携ネットワークの中核機関に相応しい運営ができるよう、人員・財政基盤の整備に努めます。」 ○上述のように、④として、「後見人活動支援の検討」を加える。内容としては、「今後の制度改正を見据え、「制度のスポット利用」、「柔軟な補助人交代」等への対応として、制度利用開始後のモニタリング等を行う「事後関与スキーム」の在り方の検討を行います」等を追記してはいかがでしょうか。	○ご提案いただいた表現に一部修正を加えさせていただいて、「また、今後の成年後見制度の改正も見据え、成年後見推進センターが、より重要となる地域連携ネットワークの中核機関に相応しい運営ができるよう、人員確保に努めます。」と変更します。 ○まずは現在の想定している事前関与スキームの構築に注力し、将来的な機能強化としてご指摘いただいた機能を加えること検討させていただきます。
【関谷委員】 23ページの体系図最上部右寄り、また、24ページのネットワーク会議の円環図右にある『関与する専門家群』に「行政書士」を入れてもらえるとありがたいです。	○追加させていただきます。

【越智委員】 24p 権利擁護の必要な方が制度の利用に繋がるよう、各関係機関が連携する地域連携ネットワーク→制度の利用だけでなく、交代や終了後の支援体制についても触れるべきではないか。また新たな第2種社会福祉事業の入院手続きや死後事務の事業について言及すべき。今後実施すべき支援として必要な事業。 24p 人員の確保に努めます→十分な人員を確保して体制整備を図る。 24p 日常生活自立支援事業と 成年後見制度 相互 の 移行等が円滑に進められる用→現行の日自だけでは不十分なので、新たな日自を構築(第2種社会福祉事業)したうえで後見人の交代や終了後も含めた、体制をどう作っていくかが大きな課題ではないか。	○交代・終了後の支援体制については具体的な運用等が不確定であるため、国の動向に注視していきます。終身サポート事業については第10期高齢者支援計画で項目を作り、計画期間内に実施できるよう検討を行います。 ○同様の意味合いかと思われますので、現在の表現とさせていただきます。
【上平委員】 上記基本目標についてのコメントを参照下さい。＜権利擁護支援の体制としてはよく出来ていると思います。問題はこの体制を如何に機能的に適切に動かしていくことが出来るかにあると考えます。その為には、①対応に当たっては複数の組織や人材が参加するのでその全体の取り纏めをどこが行うかを中核機関を中心に取り決め全体に周知すること、②関連する全ての情報が誤りなく、又目詰まりなく全体に周知できるような全体のネットワークを構築して関係者は常時アクセル出来るようにすること、等が肝要と考えます。＞ここは基本目標と重複している所が多く、もう少し整理できないものかと思う。	○初めてご覧になる市民の方々に配慮し、現在の構成のままとさせていただきます。
【橋本委員】 P28《ながれやま権利サポート会議》は、1次相談窓口が支援困難なケースについて、法的助言を受ける場と考えていましたが、「事前関与スキームを適用した案件について、法律・福祉の専門職を交えて報告及び検証を行う会議」となっていますが、今後はそのような場として考えていらっしゃるのでしょうか。事例提出させていただく対象は、事前関与スキームを適用した案件となるのでしょうか？ また、窓口連携会議については触れられておりませんが、まどれんはここには特にのせないということでしょうか？	【協議事項③】 当市の想定としては、アドバイザーとスキームの導入により、現在の権利サポート会議へのニーズを満たすことができると考えております。そのため、現在構築中であるスキームの運用方法や体系的課題の発見の場、複数の専門職の視点を加えた事例の検証・蓄積の場としていくことが望ましいと考えています。各委員にご意見を頂戴できればと思います。 ○30ページに流山市成年後見相談窓口連携会議についての記載を加えさせていただきました。
(2)成年後見制度の利用促進 について	
【小出委員】 ・28ページ①について 普及啓発の回数を維持しつつ「対象に合わせた効果的な方法を模索する」とされている方針も現実的と存じます。 その上で、可能であれば、利用に結びついた件数等の目安を併せて持たれますと、取組の効果検証がしやすくなるかと存じます。	○制度に結びついた件数を把握することが困難であるため、普及啓発の取組を行った際に受講者等が記載するアンケートに【成年後見制度の理解度】の項目を追加し、”よく理解できた”方の割合の向上を目指すことにより評価を行う等評価の指標を検討します。
【四ノ宮委員】 ○上述のように、「施策(2)成年後見制度の利用促進」として①、②を記述し、③として「市民後見人の養成・育成の在り方の検討」を加えていただければと考えます。	【協議事項①】と同様
【越智委員】 29pの報酬を負担できない等の理由により制度を利用できない方に対し、申立てや 後見人等への報酬について 助成を実施し→申立て費用については現在の市のhpでは対象とは書いていないが、対象とするのか？	○市長申立て案件について申立て費用を市が支出していることを指していますが、表現を修正します。
【平井委員】 28ページ (2) ① 成年後見制度の普及・啓発 出前講座を受けた方から、・良くわからない ・わずかな財産の中から多額の利用料は払えない ・自分のお金を自分で自由に使えなくなるのはいやだ 等の意見を伺いました。もう少し具体的にわかり易く伝わりと良いのではなかと思います。	○13・14ページの「流山市高齢者等実態調査の結果から」及び20ページの課題に記載のとおり、本市としても市民の方に有用な情報を効果的に周知できるよう取り組みます。出前講座についても対象に応じた必要な情報が正確にお伝えできるよう内容を精査していきます。
【上平委員】 ①権利擁護支援と表示するのであれば、成年後見制度以外の制度についても言及すべきではないか。 ②任意後見制度も加えて、となっているが成年後見制度と同等の扱いでキチンと説明すべきではないか。この表現では、任意後見制度の必要性、重要性が軽視されているような印象を与える。	○成年後見制度利用促進基本計画として、焦点を絞るため現在の表現とさせていただければと思います。 ○文脈上、任意後見制度に言及するにあたり現在の表現となっております。
(3)担い手の確保について	
【長浜委員】 「②後見活動支援の検討」について、専門職も対象とした相談先の案内あるいは窓口の用意といったことも検討する必要があるかもしれません。例えば、他の専門職後見人等から法的な相談を受けることがありますが、現在は個人的なつながりの中で相談に結びつきますが、窓口として用意したり案内したりということなど。(ただ、それは各専門職団体の中でこういった対応・周知の仕方がなされているかといったことにもよるかと思われます)	○現体制で導入可能な取り組みとして27ページ記載のとおり、無料個別相談会の機能を拡張し、親族後見人を含む後見人(専門職後見人を含む)からの相談を受け付ける体制を整備します。その他の取り組みについては今後のネットワーク会議で協議させていただきます。

【小出委員】 ・32ページ②の後見活動支援について 親族後見人を含めた相談体制を整備される点、適切と存じます。 ・10ページのとおり市民後見人の認知度が現状高くないことも踏まえ、需要側(市民)への周知と供給側(養成)の取組を併せて進めていただけますと、より実効性が高まるものと存じます。 ・市民後見人の方が安心して活動できるよう、専門職後見人・法人後見との役割分担や、専門職による後方支援(バックアップ)体制を併せて整えていただく方向性に賛同いたします。	○ご意見ありがとうございました。 ○32ページに市民後見人の周知を行う旨追記しました。
【四ノ宮委員】 ○上述のように、施策(3)は削除し、①は施策(2)の欄に、②は施策(1)の欄に移動していただければと考えます。	【協議事項①】と同様
【越智委員】 29p① 判断能力が不十分な本人の意向、特性、生活状況に合わせて適切な後見人を選任、交代できるようにするためには地域に多様な担い手を確保することが必要。	○後見人の交代については具体的な運用等が不確定であるため、国の動向に注視していきます。
【平井委員】 29ページ(3) ① 一般市民が後見人になるには、かなりハードルが高いと思います。 1人の人の財産管理のみならず、人生を背負う覚悟(実際にはそこまでではないにしても)が必要です。	○いただいたご意見を参考にさせていただき、市民後見人養成後のバックアップ体制を踏まえた受け皿の課題についても今後検討させていただければと思います。また、市民後見人という形に拘らず、多様な担い手としての選択肢を同時に検討していければと思います。
【上平委員】 検討を行う、とありますが、正直検討する段階はとうに過ぎており、当市は近隣市と比較しても大きく遅れていると言わざるを得ません。市民後見人養成講座を行っても修了生が活動する場がないと言われるが、受講生は果してその様な目的だけで受講しているのでしょうか。親族ために勉強しておきたいとか成年後見制度を知りたいなどの目的で受講を希望している方が多いのではと思います。従って周知・啓蒙という観点からも受講生を増やすことは意義あることです。日常生活自立支援事業での支援員となっていただくことも出来ます。もっと柔軟に考えて頂ければと思います。	○民法改正に伴い、市民後見人の立ち位置や活用についても大きな転換点を迎えると考えています。よって養成・育成については再度慎重に検討する必要があると考えています。また、親族ために勉強しておきたいとか成年後見制度を知りたいなどの目的で受講を希望している方については、市民後見人養成講座へのニーズと乖離すると考えており、そういった方々は通常の市民向け講演会の対象と考えます。 なお、市民後見人養成講座の修了者が日常生活自立支援事業での支援員となっていただくこと等についても受け皿の問題に含まれます。

計画(案)全体を通してのご意見	
【長浜委員】 内容的に、これまで少しずつ前に進もうとしてきた姿勢が見えると思います。 形式面、全体的に、一文が長くて理解しづらい点が散見されましたので、AIさんの力を借りるなどして改善するするとより良いと思われます。	○ご意見をいただきありがとうございました。
【小出委員】 ・全体として、流山市成年後見推進センターを中核機関とした地域連携ネットワークの整備や、権利擁護アドバイザー・事前関与スキーム等の新たな仕組みづくりが具体的に盛り込まれており、着実に前進・充実した計画案だと存じます。 策定にあたられた方々のご尽力に敬意を表します。	○ご意見をいただきありがとうございました。
【四ノ宮委員】 今後の制度改正(補助への一本化、制度のスポット利用、柔軟な補助人の交代等)を見据えると、「地域連携ネットワーク」の役割が大きくなります。その中核としての成年後見センターの人員確保を含めた拡充、機能強化を強調していただきたい。 今回の計画(今後の取り組み)では、現在、検討が進んでいる制度利用前の「事前関与スキーム」とともに、制度利用後のモニタリングを含めた「事後関与スキーム」の検討も不可欠です。是非、盛り込んでいただきたい。	○まずは現在の想定している事前関与スキームの構築に注力し、将来的な機能強化としてご指摘いただいた機能を加えること検討させていただきます。
【関谷委員】 システムはできるだけシンプルに構築することでPDCAサイクルが回しやすくなると思われますが、ビジョンや個々の具体的な計画に特段の異議はありませんので、まずここに上げられた行動計画について「できるところから始め、不断の検証を行い、改善につなげる」ことを早めに始めるべきだと考えます。	○ご意見をいただきありがとうございました。
【越智委員】 これまで市は、センターを設置して成年後見制度に関する整備を徐々に進めていることは評価できますが、今回の民法や社会福祉法の改正を十分に反映しているとは言えない印象です。 判断能力が不十分な人の生活を支えるための総合的権利擁護支援策の充実と、頼れる身寄りがいない高齢者が地域で安心して自立した生活を継続するための支援策の充実を図る計画として欲しいです。	○ご意見をいただきありがとうございました。
【平井委員】 一般市民(高齢者)の立場から、今更ながらの意見を述べさせて頂きました。 お忙しい中、ここまでまとめられ敬意を表します。	○ご意見をいただきありがとうございました。
【上平委員】 p6に当市の成年後見制度の利用者の数字が載っているが、これを見ると令和4年から令和8年の平均人数は242名となっている。ここでは後見人の身分の明示はないが、最高裁が発表している最新の全国平均の割合を当てはめると、司法書士が33.5%の81名、弁護士が24.9%の60人、社会福祉士が20.4%の49人となる。勿論全員が当市在の方でもなく又同じ方が担当している場合もあると思うも相当な数の専門家が担当していることが分かる。 ここで私が考えたのはこれらの専門家が担当しているケースで現在私共が検討しているスキームが該当するケースはどの位あるのだろうかということである。我々のスキームが完成して具体的に運用が始まった場合にこの専門家の何割かはこのスキームで後見人に任命された専門家と言うこととなる。何割かと申上げたのは、専門家が当初から直接相談を受け申立ても行いそのまま後見人に選任されるケースも多いのではと思うからである。 この場合に、行政側が考えておくべきこととしては、①依頼人から直接相談を受けた専門家から行政側に現在考えているスキームの活用を依頼された場合の対応をどうするのか、②その場合受任者選考の際にはこの依頼してきた専門家を受任者候補とするのか、③費用などはどう考えるか等が考えられると思う。 もう一つの問題として知りたいのは、今回のスキームにより当方には受任者を選任して家裁に候補者として申請した場合には、家裁はこの候補者を自動的に後見人として選任することになっているのか、と言う疑問である。当方のスキームを考えれば、本来は裁判所が担当する候補者のスクリーニングを当方でやっているとも考えられる訳で、裁判所はそれを尊重してくれるのかどうかと言うことです。	○スキームの内容については、今後のネットワーク会議の中で具体的な検討を行ってまいります。